

といて特別に報告を貰うわけではあり  
ません」と彼は語った。活動するボラン  
ティアとそれを支える慈善団体の関係  
を、よく表わした話であった。

五——ナシヨナル・トラスト——

国民の遺産を民間の手で  
維持・活用している保全  
団体

ナシヨナル・トラストとは、正式には  
史的名勝、自然的景勝地のためのナシヨ  
ナル・トラストといい、民間の力によつ  
て優れた自然や貴重な歴史的環境を所有  
し、国民の利益として維持保存していく  
ことを目的とした団体である。

一八〇〇年代に、共有地の減少や都市  
問題の増加、歴史的建造物の取り壊しな  
どに対して、保全のためのさまざまな慈  
善団体が生まれた。それらの団体と同じ  
流れの中にあつた三人の活動家が、一八  
九五年に法人として設立したものであ  
る。

当初は郊外の自然を守ることに力を入  
れていた。そして実績が認められ、この  
トラストが譲渡不能の宣言をした資産  
は、議会の同意なくしては強制収用も抵当  
権の設定もできないという特権を与えた  
ナシヨナル・トラスト法が、一九〇七年  
に制定された。

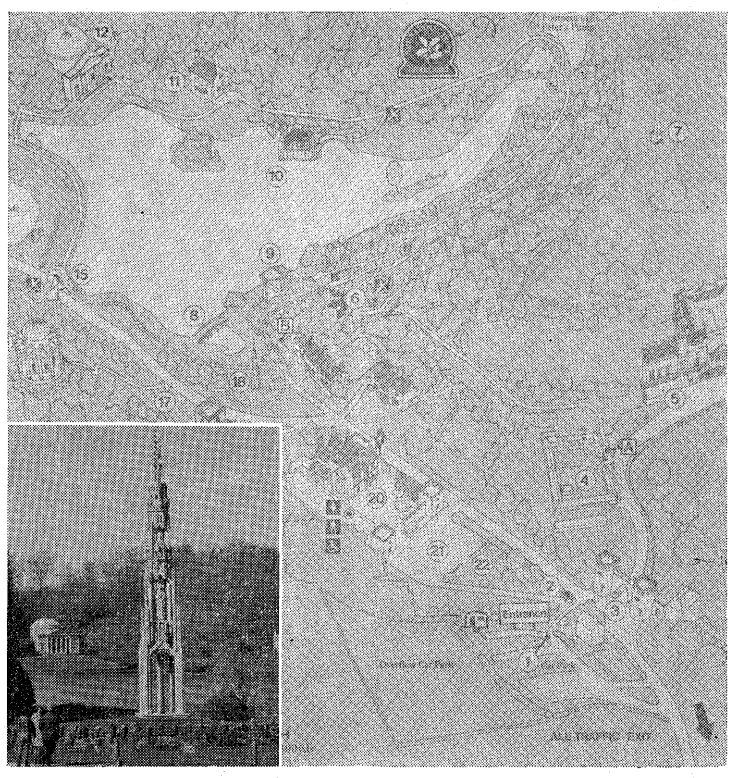
一九三〇年代までは、会員はわずか七  
〇〇人であつたという。その頃から不況  
や高い税金のため、貴重な美しい建物や  
調度品が壊されたり、売却されることが  
多くなり、それらの保存にも力を入れる  
ようになる。これが領主館の保存計画と  
なる。これは館だけでなく調度品や庭園  
も一体の保存対象物として、多くの領主  
館が寄贈されていった。

一九三一年には、議会に働きかけ、寄  
贈された資産については、相続税を非課  
税にするよう財政法を改正してもらう。  
また一九三七年のトラスト法改正で  
は、資産の公開や資産の維持管理に必要  
な費用を産み出すことのできる資産(金  
でも土地あるいは建物でも)を、ナシヨ

写真一 3 中世の建物が保全されたレイコック村

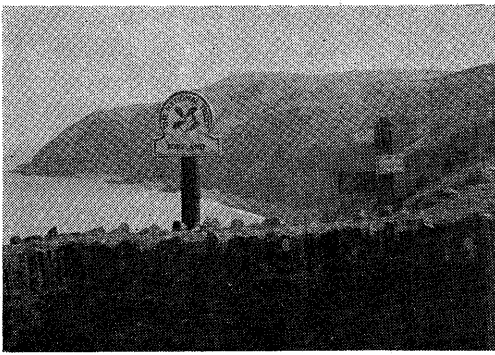


図一 3 ストアヘッドの領主館と庭



ナル・トラストに寄贈することが義務づ  
けられた。中には、村ごとそっくり寄贈  
され、住民はそのままそこに住みつづ  
け、トラストに家賃や地代を払い、それ  
らが維持費となつている例もある。  
一九四九年には維持管理費を産み出す  
資産の寄贈が、一九五一年には建物内の  
動産も非課税となつていった。  
われわれは、村ごと寄贈されたレイコ  
ックの村を訪ねた(写真一 3)。村の建物  
は殆んど一四一―一五世紀に建てられ、中  
世の重さが全体に感じられた。しかし観  
光シーズン前だったせいもあるが、やや  
活気のない平淡な感じの村にも思えた。  
領主館は、ストア・ヘッドを訪れた。  
美しい広大な庭園には、外国からの樹木  
も植えられ、シヤクナゲがよく手入れさ  
れており、館とともに一八世紀の領主館  
のようすをそのまま維持していた。  
庭園の樹木が大きくなり過ぎて一体感

写真—4 ネプチューン計画で買いとられた海岸線



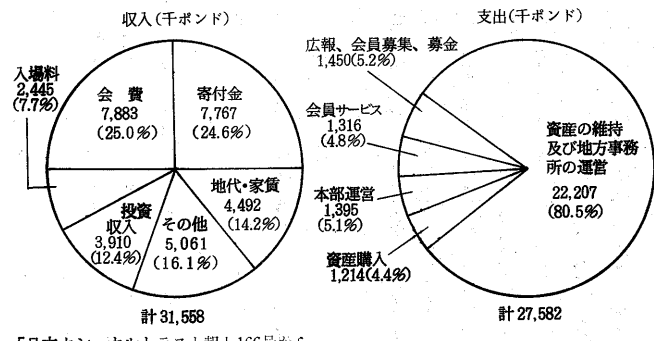
が損なわれないように、大木の枝つめが大変だと、作業中の園丁さんが話してくれた。庭の管理にもボランティアがよく参加している。

領主館の前庭では、毎年五月にクラシックカーの展示会が行われたり、音楽会の催しもあるという。

第二次大戦後は、保存対象物の種類が増え、産業革命期の橋、運河、工場などの記念物も保存されていく。

そして一九六五年に、減少していく海岸線を買収し取っていかうとする、ネプチューン計画が始まる。それまでは海岸線も寄贈によっていたのが、初めて国民の寄付によるキャンペーンを行うのである（写真—4）。

図—4 ナショナルトラストの財政収支（1981年）



「日本ナショナルトラスト報」166号から

目標の二〇〇万ポンドは、一九七三年に達成され、既得部分も含め三六六マイル（五八九km）がトラストの保護下におかれ、一九八一年には四二六マイルにまでとなった。

この成功は、海や海岸があらゆる人々にとって共感の持てる身近な誇れるふるさとであったからと、トラストでは分析している。そして寄贈を待つ姿勢から、積極的に次はどこをという計画を立てるようになり、第三次ネプチューン計画では、五〇〇マイル（八〇五km）を目標と

している。

トラストの職員は、二〇〇人以上おり、その大部分が庭師、森林作業員、建築職人などの技術者で、そのもつとで働いているのもボランティアがほとんどだという。

ナショナル・トラストの会員数は、現在一三〇万人を超えており、会員はトラストの所有施設の入園料は免除されるなど、各種の特典が与えられている。

これらの施設を訪れる観光客は、年間八〇〇万人を超えているという。トラストの売店をのぞくと、トラスト資産の本や絵はがきの他に、バッチ、トランプ、日記帖、紅茶などの雑貨や、ネクタイ、セーターなども、土産物として売られている。すべてナショナル・トラストのマークが入り、観光客は喜んでそれらを買ひ、その収入も大切な資金源となっている。

近年ナショナル・トラストは数多い寄贈の申し込みに対して、基準を厳しく設け受け入れが難しくなってきたといわれる。貴重な国民のさまざまな遺産が壊されるのに対してストップをかけたナショナル・トラストは、今後は保存団体として純化していく傾向にあるという。

ナショナル・トラストは、イギリスの環境保全の激動期を先見性をもってこ

うして生き、一つの時代を形成してきたのである。

六——イギリスの社会に息づくボランティア

こうして見てくると、イギリスでは産業革命以後、さまざまに環境保全や自然保護運動が展開され、それらの運動をもとに法律がつけられ、法律も改正を重ねることで運動を支えてきた。そして法律の関わらない部分は、慈善団体やボランティアが隔々にまで関わってきたことが理解される。

大きな慈善団体として、シビック・トラストやナショナル・トラストが存在し、独自の施策をかかげて活動している。それに対し、小さな慈善団体やボランティアの活動に対しては、補助の出る仕組ができていく。

例えば、自然保護のため自然の小道を整備しようとするときは、カントリーサイド・コミッション・フォア・イングランド・アンド・ウェールズへ、公園に植樹をしたりその道具を揃えたいなら、また小島の巣を守るためにフェンスをつくるときは、ネイチャー・コンサーバシイ・カウンセルに申し込む、というように、さまざまな補助金の道が開かれている。そしてすべての活動を支えているの

が、イギリス人一人一人のボランティアである。

イギリスでは、経済が低迷し、失業者が増え続け、外国の力を借りて経済等の活性化を図ろうとしている。だが皮肉にも失業者のボランティア活動に参加する機会が増え、ボランティア活動が活発化してきている。気軽にボランティア活動をするのは、イギリス人一般のものだという。

繁栄の時代を過ぎたイギリスは、自分たちの遺産に早くから気づき、住みよい環境を保全し、豊かな生活精神を育む、地道な努力を重ねてきた。

日本ではいま、ナショナル・トラスト運動が盛りあがりを見せている。ナショナル・トラストの出生地イギリスに学ぶことは多く、豊かな生活精神の現われであるボランティア活動は、われわれに今後の環境保全運動への、一つの示唆を与えているように思われる。

▲資料▽日本国内のナショナル・トラストをめぐる動き

●北海道斜里町の国立公園内

一〇〇平方メートル運動

戦後入植した開墾地の離農者から、土地買取りの要請を受けることとなった斜里町は、検討の過程でイギリス・ナショナル・トラスト運動を知り、昭和五十二年にその実施に踏みきった。それが全国的に「知床に夢を買いませんか」で広まった、知床一〇〇㎡買取り運動である。一口八〇〇〇円の拠出金を全国に呼びかけた。昭和五十九年三月三十一日現在、参加者一八、四〇九人、寄付金一億八六九二万円、買上げ目標面積四七二ha、買上げ済面積二六八ha。

寄せられた拠出金は、町の「しれとこ国立公園内土地保全基金条例」に基づき積み立てられ、土地買取資金に充当されている。取得地は町有財産として維持、管理され、拠出金には土地買取費のほか、植林苗代、撫育費が含まれている。

拠出者は、北海道及び東京、大阪など大都市の住民が多く、マスコミを通じて知り、貴重な自然を守りたいという理由を参加動機の一つにあげている。

●天神崎市民地主運動  
天神崎は、紀伊半島のなかほどにある田辺湾の岬で、古くから釣場として、また野外教育の場として地元市民に親しまれてきたところ。

昭和四十九年、別荘地造成計画を機に、地元住民が中心となって「天神崎の自然を大切にする会」が結成され、開発業者との相互理解を築きながら、土地買取りの募金活動が行われた。昭和五十六年ようやく地元和歌山県・田辺市も支援

を始め、買取り目標四・一haのうち〇・八六haを取得。募金目標二億円のうち、六三九四万円（昭和五十八年三月三十一日現在）を達成している。

ここは、田辺市の中心から近くに位置する海の生物の宝庫であることから、この運動は自然環境の保全とともに、自然観察の場としての利用に重点が置かれている。そして定期的に自然観察教室が開かれている。

参加者は、この地を知る県内の人が一番多く、つづいて大都市となっている。参加の契機はマスコミが多く、県内では口コミによるものも多い。参加動機には、貴重な自然を守りたいということのほか、身の回りから自然が失なわれつつあることを残念に思うという理由が、多くあげられる。

●ナショナル・トラストを進める全国的な動き  
1、昭和五十七年九月二十五日  
シンポジウム 於・北海道斜里町  
「日本におけるナショナル・トラストを考える」

知床国立公園内一〇〇㎡運動の五周年を記念し、斜里町が環境庁や日本学術会議などの後援をえて開催された。ナショナル・トラスト運動の研究者や実践的に運動を進めている人たちが一堂に会し、自然や文化・歴史的環境の価値について

どのように認識すべきか、また理論・実践など多角的な方面から討議が行われ、以下の「知床アピール」が採択された。

i、運動前進のため、勉強と情報交換および経験の交流など、各地の運動の連携を深める  
ii、ナショナル・トラスト全国市民連合（仮称）結成を提案  
iii、自治体、国の理解と協力を要請しナショナル・トラスト法（仮称）の制定など、制度的な整備の促進をめざす。  
iv、運動の拡大と国際的な組織との交流を図る。

2、昭和五十八年二月五日  
「ナショナル・トラストを進める全国の会」設立  
「知床アピール」を受けて、「ナショナル・トラストを進める全国の会」の設立総会が東京で開かれ、会長に藤谷豊・前斜里町々長を選出した。役員には全国各地の環境保全運動・団体の代表者や、ナショナル・トラスト運動にかかわりのある学者・専門家たちが名を連ねている。

3、昭和五十八年五月二十四日  
シンポジウム「緑のトラストづくりを進めるシンポジウム」（埼玉県で）  
地価が著しく高いため、緑の保全が非常に困難な都市地域において、住民主体

の環境保護運動を支援し問題点を多角的に討議して、わが国の風土と地域の実情にあった制度づくりを進めるため埼玉県知事が全国から関係者の参加を求め開いた（『緑のトラストをめざして』埼玉県環境部自然保護課編集）。

4、昭和五十八年十月十五、十六日

「ナショナル・トラストを進める

全国の会」第一回全国大会（和歌

山県田辺市で）

全国に三三団体を擁すこの会の初めての全国大会に、会員のほか一般市民などが参加し、以下の大会宣言を確認した。

i、法人格を持ったナショナル・トラストの全国組織をつくる。

ii、海外のナショナル・トラスト運動とも連帯する。

iii、国の行政、立法機関に対して運動の基本法としてナショナル・トラスト法

（仮称）の制定を要請する。

iv、地方自治体には税制面での優遇措置財政援助などを切望する。

つづくシンポジウムでは、買い取り、

税制、管理維持の三つの問題が改めて浮き彫りになった。

●失われゆく自然歴史的環境——ナショナル・トラスト運動の埼玉への適用可

能性（昭和五十六年、埼玉県自治振興調査研究チーム報告書から）

イギリスのナショナル・トラスト運動

が成立し、発展した根拠として風光明媚な自然が乏しく、その多くは大土地所有によって囲い込まれ、海岸や森林から庶民をしめ出していたこと、自然資源が再生復元力の小さい自然であることがあげられる。さらに「個人的所有」を多数の

個人所有に共有に拡大し、最終的に社会化を実現しようとするイギリス的発想と、環境の社会的性格からして、保存の

主体は行政であるべきだとする日本的発

想は、先進・後進の差というよりは、社会的条件の差であるといえる。

相違性をみる限り適用性は薄められる

が、自然・歴史的環境に対する危機意識や団体設立ニーズ及び参加意識などを考

慮した場合には、埼玉県の風土に根ざし

た独自の展開方法に立脚した運動展開を

模索する必要がある。本県の場合、ナショナル・トラスト運動を展開する場合の

特殊性を見出すとしたら、首都圏の中で激しい都市化に見舞われていた自然、歴史的環境の保護といった地域性に、それを

見出すことができる。本県において可能性があると思われる

展開の方法をあげるならば、ア、財団法人形成によるナショナル・

トラスト運動  
イ、公益信託形式によるナショナル・

トラスト運動  
ナショナル・トラスト運動の主体は住

民であるが、行政分野との関わりを無視できず、住民と行政が一体となって協調的に進めていく必要性が強くのぞまれている。県民と行政が一体となって企画、

設立するところの公益法人として、「埼玉ナショナル・トラスト協会（仮称）」

設立を提案する。土地利用の実態や最近

の地価問題を考えた場合、長期的視点に

たつた地道な事業活動を継続することが

重要であり、またこの法人が自然歴史的環境分野での公益信託の受託者になれる

かどうか検討する必要がある。この併用

によって、現在未整備の状況にある公益信託制度にかかる税制上の優遇措置を、

公益法人制度における優遇措置を利用することによって、対応することも可能である（同報告書の要点）。

△緑政局公園緑地部施設課建設第二係▽